



平成 25 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社アークス
代表者名 代表取締役社長 横 山 清
(コード：9948 東証第一部、札幌)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員
管理部門・コーポレート部門管掌
古 川 公 一
(TEL. 011-530-1000)

公正取引委員会からの当社子会社（株式会社ラルズ）に対する
排除措置命令等への審判請求について

当社子会社である株式会社ラルズは、公正取引委員会から、独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号（優越的地位の濫用）に該当し、同法第 19 条の規定に違反する行為を行っていたとして、平成 25 年 7 月 3 日付で排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

その後、株式会社ラルズでは各命令の内容を慎重かつ詳細に検討してまいりました結果、同社の見解と相違があることから、独占禁止法第 49 条第 6 項及び同法第 50 条第 4 項の規定に基づき両命令について審判を請求することを決定し、本日付で、公正取引委員会に審判請求を行いました。今後、審判において同社の考え方を明らかとし、公正な判断を求めてまいります。

なお、株式会社ラルズは、独占禁止法に違反する行為を行っている疑いがあるとして、平成 24 年 1 月 17 日に公正取引委員会の立入検査を受け、その後引き続き行われた同委員会の調査にも全面的に協力すると共に、平成 24 年 1 月 18 日に「公正取引推進委員会」を立ち上げ、公正取引に関する指針の作成、社内及びお取引先等への周知徹底に努めてまいりました。

当社及び株式会社ラルズといたしましては、命令を受けた事実を厳粛かつ真摯に受け止めており、今後はコンプライアンスの一層の徹底と再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

本件につきましては、お客様をはじめ、株主の皆様、関係者の皆様にご心配をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。

以上